

平成23・24年度 入札参加資格審査申請のご案内

～二本松市内に本社・本店等をお持ちの皆様へ～

1 はじめに

二本松市が工事、業務委託又は物品購入等の契約を行う場合、原則として入札又は見積合せにより契約相手を決定しています。

市では、業務を発注する際【入札参加資格者名簿】又は【小規模契約希望者登録名簿】の名簿登録者の中から発注する業務の性質等を考慮し、入札又は見積合せへの参加業者を選定しています。

したがって、市が発注する業務の入札又は見積合せへの参加を希望する場合は、上記いずれかの名簿に登録されていることが必要となります。

2 名簿に登録されると

(1) 入札参加資格者名簿

- ① 契約金額が概ね50万円以上の工事、業務、物品購入及び物品賃借等（以下、「発注業務」という。）などの入札又は見積合せの参加機会を得ることができます。
- ② 契約金額が50万円未満の発注業務であっても、高度な技術力が要求されるような場合には、入札又は見積合せの参加機会を得ることができます。

(2) 小規模契約希望者登録名簿

- ① 契約金額が概ね50万円未満でかつ、高度な技術力等が要求されない発注業務に対する見積合せの参加機会を優先的に得ることができます。
- ② 緊急性を要しない簡易な土木及び施設修繕工事への見積合せの参加機会を優先的に得ることができます。

当案内は、上記2つの名簿のうち【入札参加資格者名簿】への登録するために必要な【入札参加資格審査申請】の手続きに関する説明を簡単にまとめたものです。

3 入札参加資格審査申請とは

- ① 【入札参加資格審査申請】とは、【入札参加資格者名簿】への登録を希望する場合、市の規定にしたがい行っていただく申請です。
- ② 申請は、申請書及び必要書類を契約検査課へ提出することにより行います。
- ③ 契約検査課で申請を受け付けた後、市が別に定めている条件全てを満たしている場合に限り入札参加資格者となり、【入札参加資格者名簿】に登録されることとなります。
- ④ 今回申請の対象となるのは、平成23年4月1日から平成25年3月31日の間に市が発注する発注業務への入札又は見積合せの参加を希望される方です。

4 入札参加資格審査申請をするには

契約検査課又は各市支所地域振興課窓口に備え付けてある「入札参加資格審査申請の手引き」をご覧のうえ、必要書類を揃えて契約検査課契約係宛てに提出してください。

また、手引きは市ホームページにて閲覧・ダウンロードすることもできます。

① 受付期間：平成22年11月1日から11月30日

② 申請書配布先：契約検査課、各支所地域振興課
及び市ホームページ

(<http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/nyuusatu/index.html>)

③ 提出方法：郵送又は持参（持参の場合でも即日審査は行いませんのでご注意ください。）

- ④ 提出先：二本松市総務部契約検査課契約係（964-8601 二本松市金色403番地1）
※ 支所では様式関係の配布のみ行い、申請の受付はいたしませんのでご注意ください。

5 入札参加資格審査を受け付ける業種は

申請を受け付ける業種は、業務内容により次の4つに区分します。

- ・ 建設工事 ----- 建設業法で規定する工事
- ・ 測量・設計等業務 ----- 測量、建設事業に係る調査若しくは設計及び不動産鑑定
- ・ 物品調達業務 ----- 物品の購入、賃貸借及び物品に係る保守・修繕業務
- ・ 役務提供業務 ----- 警備、清掃、庭園管理、施設又は設備の保守等に係る業務

6 入札参加資格者名簿に登録されると

- ① 入札参加資格審査申請を行い、適格業者と認められると【入札参加資格者名簿】に2年間登録されます。
- ② 【入札参加資格者名簿】に登録されることにより、冒頭に記載した発注業務への入札又は見積合せの参加機会が得やすくなります。
- ③ 名簿には有効期間があるため、有効期限後も名簿登録を希望される場合は、その都度更新手続きを行っていただく必要があります。
※ 次回更新の受付は、平成24年11月を予定しております。
- ④ 名簿登録者は市ホームページ及び契約検査課窓口で随時公表します。
- ⑤ 名簿登録することが、市発注業務の入札又は見積合せに参加するための基本条件となります。

よって、名簿登録は、市発注業務の入札又は見積合せに参加機会が増えるにすぎず、市発注業務全ての入札又は見積合せに参加できることを約束するものではありませんので承知おきください。

7 小規模契約希望者登録している場合の留意点

- (1) 現在【小規模契約希望者登録名簿】に登録されている方であっても、【入札参加資格者名簿】に該当する発注業務への入札又は見積合せの参加を希望される場合は、今回新たに【入札参加資格審査申請】を行ってください。

- (2) 小規模契約希望者登録及び入札参加資格者登録は重複して登録することは可能です。ただし、【工事】に登録を希望する場合は以下の点に注意してください。

- ① 小規模契約希望者登録の【維持修繕工事】と入札参加資格審査申請の【建設工事】は、重複して名簿登録することができません。

仮に、小規模契約希望者登録の【維持修繕工事】登録者が今回入札参加資格審査申請の【建設工事】に登録した場合は、【維持修繕工事】の登録を職権で削除します。

- ② 小規模契約希望者登録の【維持修繕工事】で登録している場合でも【建設工事】以外の業種であれば、【維持修繕工事】の登録を残したまま、入札参加資格者名簿の登録をすることができます。